

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大末建設株式会社		コード	1814
提出日	2026/6/11	異動（予定）日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	2026年6月26日開催の定時株主総会で新たに郡司島氏、小川氏を独立社外取締役として選任するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	中庄谷 博規	社外取締役															○		
2	磯和 春美	社外取締役	○															○	有
3	梶原 祐理子	社外取締役	○															○	有
4	谷 明典	社外取締役	○															○	有
5	郡司島 尚	社外取締役	○															△	新任
6	小川 英次	社外取締役	○															○	新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	-	選任の理由は、同氏の他社での建築関連業務を通じて培ってきた技術者としての豊富な経験・幅広い見識を、当社の経営に活かしていただきたいためであります。また同氏には、ミサワホーム株式会社との業務提携の効果を十分に出すため、技術部門において有用な提言等をいただくことを期待したためであります。
2	-	選任の理由は、同氏の他社での取締役・社外取締役の任務を通じて培ってきた豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に活かしていただきたいためであります。 独立役員に指定した理由は、独立性の要件を全て満たしており、特別の利害関係はなく、独立した立場からの監視・監督という役割及び機能は十分確保されていると判断したためであります。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	-	選任の理由は、同氏の他社での社外取締役としての任務その他の任務を通じて培ってきた豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に活かしていただきたいためであります。 独立役員に指定した理由は、独立性の要件を全て満たしており、特別の利害関係はなく、独立した立場からの監視・監督という役割及び機能は十分確保されていると判断したためであります。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	-	選任の理由は、同氏の弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。 独立役員に指定した理由は、独立性の要件を全て満たしており、特別の利害関係はなく、独立した立場からの監視・監督という役割及び機能は十分確保されていると判断したためであります。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	同氏は主要取引銀行の出身ですが、退職後10年以上を経過しております。また、同氏は東洋建設株式会社の出身でもありますが、当社と東洋建設株式会社との取引は僅少で、その他の利害関係もないため、独立性に問題はないと判断しております。	選任の理由は、同氏の金融機関での勤務及び他社での取締役及び執行役員の任務を通じて培ってきた幅広い金融知識、経営者としての豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。 独立役員に指定した理由は、独立性の要件を全て満たしており、特別の利害関係はなく、独立した立場からの監視・監督という役割及び機能は十分確保されていると判断したためであります。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
6	-	選任の理由は、同氏の他社での取締役及び執行役員の任務を通じて培ってきた豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に活かしていただきたいためであります。 独立役員に指定した理由は、独立性の要件を全て満たしており、特別の利害関係はなく、独立した立場からの監視・監督という役割及び機能は十分確保されていると判断したためであります。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

※3 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※4 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※5 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※6 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※7 独立役員の選任理由を記載してください。

※8 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。